



電 委 第 9 号

令和2年2月21日

総 務 大 臣

高 市 早 苗 殿

電気通信紛争処理委員会

委 員 長 田 村 幸

諮問第11号事案に係る質問に対する回答提出についての依頼

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問）された裁定案につきまして、別添のとおり、日本通信株式会社及び株式会社NTTドコモ（以下「当事者」という。）から意見書が提出されました。これに関し、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第3条の規定に基づき、回答を求めます。

つきましては、別紙の質問事項について、同月28日（金）までに書面により当委員会に提出願います。

なお、提出された回答については、当事者に対し開示を行います。

(別紙)

総務大臣に対する質問事項

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問された裁定案に関し、日本通信株式会社から提出された同月18日付け「意見書」(以下「日本通信意見書」という。)及び株式会社ドコモから提出された同月18日付け「意見書」(以下「ドコモ意見書」という。)(別添)について、以下の質問事項に回答願います。

問1 ドコモ意見書のP. 5の「ましてや、本裁定案は、秒単位課金や・・・ため、一切行えていない。」の段落に関し、反論があれば、証拠とともに回答願います。

問2 上記の他、日本通信意見書及びドコモ意見書に対して、意見があれば、当該意見書別に理由及び証拠とともに提出願います。